

## 保険料クレジットカード払特約 目次

第1条	用語の意義	第11条	主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の特則
第2条	特約の締結	第12条	主契約が最低保証付変額保険の場合の特則
第3条	契約日の特例－保険料月払契約	第13条	主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の特則
第4条	クレジットカード払保険料率－保険料月払契約	第14条	保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則
第5条	保険料の払込み	第15条	主契約が予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険の場合の特則
第6条	指定カードまたは提携カード会社の変更	第16条	保険契約に新転換特約または新保障一括見直し特約が付加されている場合の特則
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の準用		
第9条	主契約が変額保険(終身型)等の特則		
第10条	主契約が医療保障保険(個人型)の特則		

## 保険料クレジットカード払特約

### 第1条 (用語の意義)

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
指定カード	保険契約者の指定するクレジットカードをいいます。
提携カード会社	会社と保険料のクレジットカードによる決済の取扱いを提携しているクレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード支払い	指定カードにより決済することをいいます。

### 第2条 (特約の締結)

この特約は、保険契約者から保険料をクレジットカードを利用して支払う旨の申出があり会社が承諾したときに締結します。この場合、次の条件をすべて満たすことを要します。

1. 指定カードが、提携カード会社の発行するクレジットカードであること
2. 指定カードが、指定カードの名義人<sup>[1]</sup>と提携カード会社との間で締結された会員規約等にもとづいて、提携カード会社から貸与されまたは使用を認められているクレジットカードであること
3. 指定カードの名義人<sup>[1]</sup>が、保険料の払込みにクレジットカードを使用すること

### 第3条 (契約日の特例－保険料月払契約)

保険料月払契約<sup>[1]</sup>締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により主契約が消滅するときは、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

### 第4条 (クレジットカード払保険料率－保険料月払契約)

- ① 保険料月払契約については、クレジットカード払保険料率を適用します。
- ② 前項にかかわらず、クレジットカード払保険料率を適用している保険契約において、保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

## 補 則 欄

### 第2条補則

[1] 会員規約等により指定カードの使用が認められている人を含みます。

### 第3条補則

[1] 指定月保険料割増特約が付加されている主契約を含みます。以下同じ。

## 第5条（保険料の払込み）

- ① 第2回以後の保険料は、その払込期間中、クレジットカード支払いによって、会社に払い込まれるものとしします。
- ② 前項の場合、会社が提携カード会社に指定カードの有効性等の確認<sup>[1]</sup>を行った上で、払込期月の提携カード会社に保険料相当額の支払いを請求する日<sup>[2]</sup>に保険料の払込みがあったものとしします。
- ③ 前項にかかわらず、次の条件をすべて満たすときは、保険料の払込みはなかったものとしします。
  1. 会社が提携カード会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
  2. 提携カード会社が指定カードの名義人<sup>[3]</sup>から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ④ クレジットカード支払いによって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

## 第6条（指定カードまたは提携カード会社の変更）

- ① 保険契約者は、指定カードを同一の提携カード会社が発行する他のクレジットカードまたは他の提携カード会社が発行するクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社へ通知してください。
- ② 保険契約者が保険料のクレジットカード支払いの取扱いを停止するときは、あらかじめ会社へ通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携カード会社が保険料のクレジットカード支払いの取扱いを停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定カードを他の提携カード会社が発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社または提携カード会社のやむを得ない事情により提携カード会社に保険料相当額の支払いを請求する日を変更するときは、あらかじめ保険契約者に通知します。

## 第7条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

1. 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
2. 主約款により保険料を前納したとき
3. 保険料の払込みを要しなくなったとき
4. 保険料月払契約において保険料の立替えが会社の定める回数継続したとき
5. 指定カードの有効性の確認ができないとき
6. 第2条（特約の締結）のいずれかの条件を満たさなくなったとき
7. 第5条（保険料の払込み）第3項に該当したとき

## 第8条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

## 第9条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、第3条（契約日の特例－保険料月払契約）を適用しません。

## 第10条（主契約が医療保障保険（個人型）の場合の特則）

この特約が医療保障保険（個人型）に付加されているときは、第4条（クレジットカード払保険料率－保険料月払契約）を適用しません。

## 第11条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)、5年ごと利差配当付新生存保障重視型個人年金保険(14)、5年ごと利差配当付こども保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療終身保険(08)、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険、5年ごと利差配当付医療終身保険、限定告知型無配当医療終身保険、無配当定期保険、低解約返戻金型無配当介護保障終身保険、低解約返戻金型無配当終身保険、低解約返戻金型無配当定期保険または低解約返戻金型無配当特別



### 第5条補則

- [1] 会社が提携カード会社に指定カードの有効性および保険料がその利用限度額内であること等を確認することをいいます。
- [2] 毎月の会社の定めた日とします。
- [3] 会員規約等により指定カードの使用が認められている人を含みます。

終身保険に付加されているときは、第4条（クレジットカード払保険料率－保険料月払契約）第2項を適用しません。

#### 第12条（主契約が最低保証付変額保険の場合の特則）

この特約が最低保証付変額保険に付加されているときは、第3条（契約日の特例－保険料月払契約）および第4条（クレジットカード払保険料率－保険料月払契約）を適用しません。

#### 第13条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（契約日の特例－保険料月払契約）を適用しません。
2. 主契約に付加されている特約について第4条（クレジットカード払保険料率－保険料月払契約）を適用し、主契約には適用しません。
3. 第7条（特約の消滅）第3号および第4号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  3. 主契約の保険料の払込みを停止または終了したとき
  4. 保険料月払契約の主契約において未払込み保険料の積立金からの払込みを取り扱うとき

#### 第14条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、第3条（契約日の特例－保険料月払契約）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

##### 第3条（契約日の特例－保険料月払契約）

保険料月払契約<sup>[1]</sup>締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、3年ごと配当付特約組立型保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により保険契約が消滅するとき（保険金の支払理由を定めている特約が年金支払期間中の特約のみとなる場合を含みます。）は、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

#### 第15条（主契約が予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険の場合の特則）

この特約が予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（契約日の特例－保険料月払契約）および第4条（クレジットカード払保険料率－保険料月払契約）を適用しません。
2. 第7条（特約の消滅）第2号の適用に際しては、「保険料」を「定期一括払保険料」と読み替えます。
3. この特約が付加された主契約に保険料円貨払込特約（円貨払込額指定型）が付加されているときは、保険契約者は、この特約により、円貨払込額を払い込むものとし、

#### 第16条（保険契約に新転換特約または新保障一括見直し特約が付加されている場合の特則）

この特約が新転換特約または新保障一括見直し特約が付加されている保険契約に付加されているときは、第7条（特約の消滅）の適用に際しては、次の号を加えます。

8. 払込保険料の払込みを停止したとき